

総社市告示第78号

令和4年度総社市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和4年総社市告示第70号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号の細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号の細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（支給要件）</p> <p>第2条 市は、前条の目的を達成するため、第3条第2項に規定する対象児童（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金」という。）の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、次のいずれにも該当するもの（以下「支給対象者」という。）に対し、給付金を支給するものとする。</p> <p>（1）次の養育要件のいずれかに該当する者</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ アからエまでのいずれにも該当しない者のうち、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、<u>令和4年3月31日</u>において日本国内に住所を有するもの又は令和4年4月1日以後に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することとなったもの</p> <p>カ <u>アからエまでのいずれにも該当しない者のうち、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第7条に規定する額以上の収入があり、平成19年4月2日以降に出生した児童を養育する者であって、令和4年3月31日</u>において日本国内に住所を有するもの又は<u>令和4年4月1日以後に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することとなったもの</u></p>	<p>（支給要件）</p> <p>第2条 市は、前条の目的を達成するため、第3条第2項に規定する対象児童（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金」という。）の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、次のいずれにも該当するもの（以下「支給対象者」という。）に対し、給付金を支給するものとする。</p> <p>（1）次の養育要件のいずれかに該当する者</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ アからエまでのいずれにも該当しない者のうち、<u>令和4年3月31日</u>において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和4年4月1日以後に<u>おいて</u>、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することとなったもの</p>

改正後	改正前
(2) 略 2及び3 略	(2) 略 2及び3 略

附 則
この告示は、公布の日から施行する。